

平成 26 年第 1 回  
湖北環境衛生組合議会臨時会会議録

平成 26 年 6 月 30 日

開会

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 26 年第 1 回湖北環境衛生組合議会  
臨時会会議録

平成 26 年 6 月 30 日（月曜日）午後 2 時 50 分開会

議事日程

平成 26 年 6 月 30 日（月曜日）午後 2 時 50 分開会

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 監査委員の選挙  
日程第 4 議案第 4 号
- 

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 監査委員の選挙  
日程第 4 議案第 4 号
- 

出席議員 11 名

1 番	玉 造 由 美 君	12 番	谷 仲 和 雄 君
3 番	大 槻 勝 男 君	13 番	福 島 ヤヨヒ 君
5 番	鈴 木 米 造 君	14 番	市 村 文 男 君
6 番	山 口 晟 君	15 番	柏 村 忠 志 君
7 番	高 野 要 君	16 番	平 石 勝 司 君
11 番	山 本 文 雄 君		

---

欠席議員 5 名

2 番	谷田川 泰 君	9 番	加 固 豊 治 君
4 番	塚 谷 重 市 君	10 番	田 谷 文 子 君
8 番	廣 瀬 義 彰 君		

---

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会計管理者	下河邊 卓 美 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	事務局長	前 島 晃 君
副 管 理 者	宮 嶋 光 昭 君	庶務課長	浅 野 岳 夫 君
副 管 理 者	中 川 清 君	所 長	三 橋 信 一 君
副 管 理 者	田 崎 徹 君		

---

職務のため出席した者

係 長 大 山 令 子 君 | 主 幹 古 渡 正 好 君

---

平成 26 年 6 月 30 日（月曜日）

午後 2 時 50 分開会

○議長（高野要君） ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 26 年第 1 回湖北環境衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

始めに、先の小美玉市長選挙で当選されました島田穰一君が、組合同規約第 8 条第 2 項の規定により、平成 26 年 4 月 30 日から副管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、平成 26 年第 2 回石岡市議会定例会において、石岡市副市長に選任されました田崎徹君が、組合同規約第 8 条第 2 項の規定により、平成 26 年 6 月 20 日をもって副管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により議長において今臨時会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	下 河 邊 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長	前 島 君
副 管 理 者	宮 嶋 君	庶 務 課 長	浅 野 君
副 管 理 者	中 川 君	所 長	三 橋 君
副 管 理 者	田 崎 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

---

日程第 1 会期の決定

○議長（高野要君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野要君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高野要君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

1 番 玉 造 由 美 君

3番 大槻勝男君  
の兩名を指名いたします。

---

日程第3 監査委員の選挙

○議長（高野要君） 次に、日程第3、監査委員の選挙を議題といたします。

本件は、監査委員1名が欠員となっているため、組合規約第10条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野要君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。監査委員に、田谷文子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました田谷文子君を、監査委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野要君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

---

日程第4 議案第4号

○議長（高野要君） 次に、日程第4、議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成25年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 平成26年第1回湖北環境衛生組合議会臨時会の開会に当りまして、議案の説明に先立ち、湖北環境衛生組合し尿処理施設建設工事入札に係る損害賠償請求訴訟につきまして、平成26年2月17日、第15回口頭弁論をもって和解が成立し、結審しましたのでご報告申し上げます。

それでは、本日ここに提案しました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成25年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号））。

本件は、平成25年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日をもって専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました補正予算は、予算現額の歳入歳出総額にそれぞれ219万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を、6億5,298万7,000円といたしましたものでございます。

補正の内容といたしましては、総務費の報償費として、湖北環境衛生組合し尿処理施設建設工事入札に係る損害賠償請求訴訟の費用として、弁護士に支払いをするため、弁護士費用を新たに設け増額したものでございます。

なお、この財源といたしまして、繰越金を増額いたしましたものでございます。

以上が、ご提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野要君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

15番・柏村君

○議員（柏村忠志君） はい柏村です。そちらはマイクがあるけどこちらはマイクがありませんが、大きい声で言います。通常はね、ちゃんと両方を、いや結構ですよ。

○議長（高野要君） マイクお持ちしますのでお待ちください。

○議員（柏村忠志君） いやいや、大きい声で大丈夫ですよ。

まず2つございます。専決処分についての質問で、今管理者がお話しされました、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分、年度末の3月31日に行っておりますけれども、3月中に議会を召集する暇はなかったのか。これが1点。

それから2点が、専決処分の弁護士への報酬について質問いたします。弁護士報酬の補正前、359万8,000円、補正時、219万7,000円の算定根拠について説明をしていただきたいと思えます。

併せて、補正の歳入は、3款繰越金ですけれども、前年度25年度からの繰越総額はいくらなのでしょうか、併せて伺います。以上です。

○議長（高野要君） 局長・前島君。

○事務局長（前島晃君） それでは、まず最初に、①の、なぜ専決処分なのか、の質問にお答え申し上げます。平成23年10月に提訴いたしました、当損害賠償請求事件につきましては、昨年9月に裁判所から和解勧告があったため、これを受け入れることにしまして、本年2月5日の組合議会に上程をしご議決をいただいたところでございます。その後、2月17日の口頭弁論において和解が成立し、裁判は結審いたしました。

今回の補正は、裁判の結審に伴い確定した、弁護士費用の清算でございますが、弁護士費用は、裁判がいつ終わるのかなど、大変不透明でしたので、当初予算には計上できませんでした。このたびの結審により、弁護士費用が確定し、増額補正が必要となりましたが、請求日が年度末の3月25日であったため、議会を開催してご審議いただくことは困難だったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

続きまして、②の弁護士報酬、補正前、補正の算定根拠について、ご質問にお答えいたします。まず、補正前の弁護士費用の予算につきましては、裁判がいつ結審し、また、それに至る費用等の見込みが立たないことから、計上しておりませんでした。次に、補正の算定根拠ですが、今回の補正は、弁護士へ支払う費用として、課目設定をし、請求のあった219万6,606円を皆増するものでございます。これは、弁護士事務所の規定に基づき算出された、和解金2,000万円の10パーセントに消費税及びその他立替え費用として、内容証明郵便、謄写関係費用等9万6,606円の実費を加算したものの総額でございます。

それから繰越金でございますが、トータルで5,205万3,658円が繰越となっております。

以上でございます。

○議長（高野要君） 15番，柏村君。

○議員（柏村忠志君） 先ほどの和解勧告が平成26年2月17日，専決処分が3月31日。この間40日のございます。議会を開こうと思えば開ける期間だったのではないのでしょうか。つまり，この30日～40日 議会は，要するに休日でもできるわけですね。もちろん議長の それから時間外も，伸ばすこともできる。いろいろ工夫ができたのにもかかわらず専決処分にしたのは，このへんはよく理解ができません。それから，報酬の，弁護士費用の，補正前の359万8,000円というのは，説明では，この時点で弁護士 という金額ではなかったと理解したのですが，再度説明してください。それから，今弁護士費用として219万7,000円，これは，弁護士報酬規定，もう少し具体的に説明をしてください。つまり，一般論ですけれども，この対象となるに10パーセントですね，プラス18万プラス着手金プラス9万，こういう段取りになっていると思いますけれども，これに合わせて説明をしていただきたいと思います。

○議長（高野要君） 事務局長・前島君。

○議員（柏村忠志君） ちょっと待ってください。

○議長（高野要君） すいません。はいどうぞお続けください。

○議員（柏村忠志君） これで終わりなんですって。

○議長（高野要君） どうぞどうぞ。失礼いたしました。どうぞお続けください。

すいません，私突然。よろしいですか。

○議員（柏村忠志君） はい。

○議長（高野要君） 事務局長・前島君。

○事務局長（前島晃君） まず219万7,000円の内訳でございますが，算出根拠につきまして，報酬規定につきましては，2004年の4月1日からですね，弁護士報酬基準の規定が廃止されまして，現在は弁護士事務所において報酬規定が設けられております。委託している法律事務所についても，従来の報酬規定に基づいて設定をされております。弁護士の報酬の種類につきましては，規定により，法律相談料，書面による鑑定料，着手金，報酬金，手数料，顧問料，日当となっております。この中で，今回の報酬金10パーセントの根拠はですね，報酬規定により，規則においては，経済的利益といわれておりますが，この，今回の和解金2,000万円は，300万円から3,000万円に該当した報酬金10パーセント，プラス18万円なんです，プラスアルファについては，無しということになって，協議しております。その他，着手金，これも5パーセントプラス9万円なんです，これについても，交渉といえますか，協議の結果無しということで，協議を進めたところでございます。よって，報酬金10パーセントという形の請求になっております。以上がまず219万7,000円の内訳でございます。あと諸費用についてはですね，諸費用の内訳につきましては，立替え費用としまして，9万6,606円ですが，内容証明郵便9,356円，送料等が4,600円，謄写関係費用が5万6,850円，資格証明代プラス郵券代で7,800円，23条照会手数料が1万8,000円，合計立替え費用9万6,606円，合計としまして210万円の報酬金と諸費用で219万6,606円というのが内訳でございます。

それからですね，先ほど，結審してから，請求書が25日ということで，予算に対する日にちが，議会を開催する暇がなくなかったらというようなご質問でございますが，当然，請求書がですね，3月25日というなかで，直ぐに予算化，こちらとしても直ぐにできなかったと

いうことが、非常に、大変申し訳ございませんが、専決処分しかできなかつた、期間的になかなかできなかつたということで、今回議会を開けなかつたということで、専決処分にさせていただきますと、ということになります。

以上でございます。

○議員（柏村忠志君） 補正前の金額。

○議長（高野要君） 暫時休憩します。

午後3時08分休憩

---

午後3時09分再開

○議長（高野要君） 再開します。事務局長・前島君。

○事務局長（前島晃君） 大変失礼しました。359万8,000円につきましては、当初の見込みの繰越金と、いう形でここに表示しているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高野要君） 暫時休憩します。

午後3時09分休憩

---

午後3時12分再開

○議長（高野要君） 再開します。事務局長・前島君。

以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を。

○議員（柏村忠志君） もう終わりなんだっけ。

○議長（高野要君） 2回ですね。

○議員（柏村忠志君） いや2回してないから。

○議長（高野要君） あそうですか。では2回ということなので、ご理解いただきたいと思えます。

暫時休憩します。

午後3時13分休憩

---

午後3時17分再開

○議長（高野要君） 再開いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野要君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成25年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高野要君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（高野要君） 以上で、今臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、これをもちまして、平成26年第1回湖北環境衛生組合議会臨時会を閉会いたします。大変、ご苦勞様でした。

午後 3 時 19 分閉会

---

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 高 野 要

署名議員 玉 造 由 美

署名議員 大 槻 勝 男